

平成22年2月15日

各位

会社名 株式会社ナルミヤ・インターナショナル
代表者名 代表取締役執行役員社長 岩本 一 仁
(コード番号: 3364)
問合せ先 取締役執行役員常務 管理本部長 上田 千 秋
(TEL. 03-6430-9100)

定款一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ

当社は、平成22年1月15日開催の取締役会において、当社定款の一部変更及び当社による全部取得条項付普通株式（下記において定義します。）の全部の取得について、平成22年2月25日開催予定の当社の臨時株主総会及び当社普通株式を有する株主様を構成員とする種類株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

上記の臨時株主総会及び種類株主総会において予定どおりの承認決議がなされた場合、本定款一部変更等（下記において定義します。）の結果、当社普通株式は、株式会社ジャスダック証券取引所（以下「ジャスダック証券取引所」といいます。）の上場廃止基準に該当することになりますので、当社普通株式は、平成22年2月26日から平成22年3月25日までの間、整理銘柄に指定された後、平成22年3月26日をもって上場廃止となる予定です。

上場廃止後は、当社普通株式をジャスダック証券取引所において取引することはできません。

記

I 当社定款の一部変更

1. A種種類株式に係る定款一部変更の件

(ア) 変更の理由

(1) 平成21年11月13日付当社プレスリリース「SBI Value Up Fund 1号投資事業有限責任組合による当社株式等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」等にてご報告申しあげましたとおり、SBI Value Up Fund 1号投資事業有限責任組合（以下「SBI Value Up Fund 1号」といいます。）は、平成21年9月30日から当社の普通株式及び新株予約権に対する公開買付けを行い、平成21年11月19日（決済日）をもって、当社普通株式91,695株を保有するに至っております。SBI Value Up Fund 1号の保有する議決権の数（91,695個）は、平成21年12月29日における当社の総株主の議決権の数101,347個の90.48%です。

また、平成21年9月29日付当社プレスリリース「SBI Value Up Fund 1号投資事業有限責任組合による当社株式等に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」等にてご報告申しあげておりますとおり、SBI Value Up Fund 1号の無限責任組合員であるSBIキャピタル株式会社は、今後当社グループを中長期的に発展させるためには、短期的には損益にネガティブな影響を与える可能性の高い更なる事業ポートフォリオの転換及び成長分野への積極的な経営資源の投入が不可欠であり、他方、①当社が上場を維持したまま上述のような抜本的な事業ポートフォリオの転換及

び特定事業への経営資源の投入を行った場合、在庫や営業資産の減損等による一時的な損益の悪化や業績ボラティリティの上昇による投資リスクの増大に繋がり、配当等の株主還元策が中長期的に実施できない状態に陥る可能性があるほか、一般株主の皆様が増大したリスクを負担させることになる、②一時的な損益の悪化は短期的な株価下落に繋がり、中長期的な業績ボラティリティの上昇は一般株主の皆様にはリスク許容度を超えたリスク負担を求めることにもなりかねない、③同時に当社にとっても、株主還元策の実施や投資リスクの増大の回避が今後の経営改善策実施の阻害要因となりかねないとの理由から、SBI Value Up Fund 1号が当社の唯一の株主となり、当社を非公開化することが当社の企業価値向上に資すると判断しております。当社といたしましても、上記のような当社を取り巻く状況を総合的に考慮した結果、当社を非公開化したうえで、上記で提案されているような事業戦略を遂行することが、当社の中長期的な企業価値を向上させるために有効な方策であるとの結論に至りました。

以上の理由により、当社は株主の皆様のご了解をいただいたうえで、SBI Value Up Fund 1号の保有する当社株式数が当社の発行済株式総数となるように、次の事項（以下「本定款一部変更等」といいます。）を実施することといたしました。

①当社定款の一部を変更し、普通株式とは別のA種種類株式（その内容につきましては、「(イ)変更の内容」をご参照ください。以下「A種種類株式」といいます。）を発行する旨の定めを新設し、当社を会社法第2条第13号に規定する種類株式発行会社といたします。

②上記①の変更後の当社定款の一部をさらに変更し、当社の発行する全ての普通株式に、当社が株主総会の決議によってその全部を取得できる全部取得条項（会社法第108条第1項第7号の定めを指します。以下「全部取得条項」といいます。）を付す旨の定めを新設いたします（全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）。なお、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引換えに、A種種類株式を6,113分の1株の割合をもって交付する旨の定めを設けるものといたします。

③会社法第171条ならびに上記①及び②による変更後の当社定款に基づき、株主総会の特別決議によって、全部取得条項付普通株式を有する株主様（当社を除き、以下「全部取得条項付普通株主様」といいます。）から全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、その所有する全部取得条項付普通株式1株と引換えにA種種類株式を6,113分の1株の割合をもって交付します。この際、SBI Value Up Fund 1号を除く株主の皆様を取得対価として交付されるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。

全部取得条項付普通株主様に対するA種種類株式の割当ての結果生ずる1株未満の端数につきましては、その合計数（ただし、会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数のA種種類株式は、会社法第234条の定めに従ってこれを売却し、その売却により得られた代金をその端数に応じて全部取得条項付普通株主様に交付します。

当社は、会社法第234条第2項の規定に基づく裁判所の許可を得たうえで、A種種類株式をSBI Value Up Fund 1号に対して売却することを予定しております。A種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、全部取得条項付普通株主様に対し、その保有する全部取得条項付普通株式数に45,000円（SBI Value Up Fund 1号が当社普通株式

に対して公開買付けを行った際における買付価格)を乗じた金額に相当する金銭を交付できるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

(2) 本件「当社定款の一部変更(以下「第1号議案」と言います)」は、本定款一部変更等のうち上記①を実施するために必要な定款変更をご提案するものであります。会社法上、全部取得条項の付された株式は種類株式発行会社のみが発行できるものとされていることから(会社法第171条第1項、第108条第1項第7号)、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更である上記②を行う前提として、当社が種類株式発行会社となることを目的として、種類株式を発行する旨の定めを新設するほか、所要の変更を行うものであります。

(イ) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

(下線部は変更箇所)

| 現行定款 | 変更案 |
|--|--|
| <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、320,000株とする。</p> | <p>(発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、320,000株とし、このうち普通株式の発行可能種類株式総数は319,900株、<u>A種種類株式の発行可能種類株式総数は100株とする。</u></p> |
| <p>(新設)</p> | <p><u>(A種種類株式)</u></p> <p>第6条の2 当社の残余財産を分配するときは、<u>A種種類株式を有する株主(以下「A種株主」という。)</u>又は<u>A種種類株式の登録株式質権者(以下「A種登録株式質権者」という。)</u>に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)<u>又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)</u>に先立ち、<u>A種種類株式1株につき、1円(以下「A種残余財産分配額」という。)</u>を支払う。<u>A種株主又はA種登録株式質権者に対してA種残余財産分配額の金額が分配された後、普通株主又は普通登録株式質権者に対して残余財産の分配をする場合には、A種株主又はA種登録株式質権者は、A種種類株式1株につき、普通株式1株についての残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。</u></p> |
| <p>(新設)</p> | <p><u>(種類株主総会)</u></p> <p>第14条の2 第11条、第13条及び第14条の規定は、<u>種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p>② <u>第12条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p> <p>③ <u>第12条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p> |

なお、第1号議案に係る定款変更は、第1号議案が本臨時株主総会において承認可決された時点でその効力を生ずるものとしたします。

2. 全部取得条項に係る定款一部変更の件

(ア) 変更の理由

第1号議案「(ア) 変更の理由」でご説明申しあげましたとおり、当社は、SBI Value Up Fund 1号が当社の唯一の株主となり、当社を非公開化することが、当社の企業価値向上に寄与するものであると判断しております。

本件「全部取得条項に係る定款一部変更の件（以下「第2号議案」と言います）」は、本定款一部変更等のうち②の定款変更として、第1号議案による変更後の当社定款の一部を追加変更し、当社普通株式の全てに全部取得条項を付す旨の定めとして、第6条の3を新設するものであります。第2号議案が原案どおり承認可決され、変更の効力が発生した場合には、当社普通株式は全て全部取得条項付普通株式となります。

なお、第1号議案、第2号議案、及び普通株主様による種類株主総会における第2号議案と同内容の定款変更にかかる議案が原案どおり承認可決され、かつ、下記「3. 全部取得条項付普通株式の取得の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は「3. 全部取得条項付普通株式の取得の件」の内容に従って全部取得条項付普通株主様から全部取得条項付普通株式を取得し、当該取得と引換えに、A種種類株式を交付します（本定款一部変更等の③）。全部取得条項付普通株式1株につき交付するA種種類株式の数は、SBI Value Up Fund 1号を除く全部取得条項付普通株主様に対して交付するA種種類株式の数が1株未満の端数となることを予定して、6,113分の1株としております。

(イ) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、第2号議案に係る定款変更は、第1号議案が原案どおり承認可決されること、及び普通株主様による種類株主総会における第2号議案と同内容の定款変更にかかる議案が原案どおり承認可決されることを条件として、平成22年4月7日にその効力を生ずるものいたします。

(下線部分は変更箇所)

| 第1号議案による変更後の定款 | 第2号議案による追加変更案 |
|----------------|---|
| (新設) | <u>(全部取得条項)</u> <u>第6条の3 当社が発行する普通株式は、当社が株主総会の決議によってその全部を取得できるものとする。当社が普通株式の全部を取得する場合には、当社は、普通株式の取得と引換えに、普通株式1株につきA種種類株式を6,113分の1株の割合をもって交付する。</u> |

3. 全部取得条項付普通株式の取得の件

(ア) 全部取得条項付普通株式の取得を必要とする理由

第1号議案「(ア) 変更の理由」でご説明申しあげましたとおり、当社は、SBI Value Up Fund 1号が当社の唯一の株主となり、当社を非公開化することが、当社の企業価値向上に寄与するものであると判断しております。

本件「全部取得条項付普通株式の取得の件（以下「第3号議案」といいます）」は、本定款一部変更等のうち③として、会社法第171条ならびに第1号議案及び第2号議案による変更後の当社定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株主様から全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、A種種類株式を交付するものであります。

本取得が承認された場合、第2号議案にかかる変更後の定款の規定に基づき、上記の取得対価として交付されるA種種類株式は、全部取得条項付普通株式1株につきA種種類株式6,113分の1株となります。したがって、SBI Value Up Fund 1号を除く全部取得条項付普通株主様に対して交付されるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。1株未満の端数は、会社法第234条の定めに従って以下のとおり処理され、最終的には現金が交付されることにより、SBI Value Up Fund 1号のみが当社の株主となる予定です。

全部取得条項付普通株主様に対するA種種類株式の割当ての結果生ずる1株未満の端数につきましては、その合計数（ただし、会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数のA種種類株式は、会社法第234条の定めに従ってこれを売却し、その売却により得られた代金をその端数に応じて全部取得条項付普通株主様に交付します。

当社は、会社法第234条第2項の規定に基づく裁判所の許可を得たうえで、A種種類株式をSBI Value Up Fund 1号に対して売却することを予定しております。A種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、全部取得条項付普通株主様に対し、その保有する全部取得条項付普通株式数に45,000円（SBI Value Up Fund 1号が当社普通株式に対して公開買付けを行った際における買付価格）を乗じた金額に相当する金銭を交付できるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

(イ) 全部取得条項付普通株式の取得の内容

(1) 全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価及びその割当てに関する事項

会社法第171条ならびに第1号議案及び第2号議案による変更後の当社定款に基づき、全部取得条項付普通株式の取得と引換えに、取得日（下記「(2)取得日」において定めます。）において、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記録された全部取得条項付普通株主様に対して、その所有する全部取得条項付普通株式1株につき、A種種類株式を6,113分の1株の割合をもって交付します。

(2) 取得日 平成22年4月7日

(3) その他

第3号議案に定める全部取得条項付普通株式の取得は、第2号議案の定款変更の効力が生ずることを条件として、その効力が生ずるものとします。なお、その他の必要事項につきましては、取締役会にご一願いたいと存じます。

4. 定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関する日程の概略（予定）

| | |
|---|---------------|
| 臨時株主総会及び普通株式を有する株主様を構成員とする 種類株主総会の招集に関する取締役会決議 | 平成22年1月15日（金） |
| 臨時株主総会及び普通株式を有する株主様を構成員とする 種類株主総会開催 | 平成22年2月25日（木） |
| 種類株式発行に係る定款一部変更の効力発生日 | 平成22年2月25日（木） |
| 整理銘柄への指定 | 平成22年2月26日（金） |
| 当社普通株式の売買最終日 | 平成22年3月25日（木） |
| 当社普通株式の上場廃止日 | 平成22年3月26日（金） |
| 全部取得条項付普通株式全部の取得及び株式交付の基準日 | 平成22年4月6日（火） |
| 全部取得条項の付加に係る定款一部変更の効力発生日 | 平成22年4月7日（水） |
| 当社による全部取得条項付普通株式全部の取得 及びA種種類株式交付の効力発生日 | 平成22年4月7日（水） |

以上